令和6年12月17日施行

令和6年度公益信託「高橋保藏視覚障害者福祉基金」 助成要項

埼玉県共同募金会(以下「本会」という。)は、昭和62年より埼玉県内の視覚障害(児)者の機能回復、社会復帰を促進するための助成を行い、障害者福祉の向上を図ることを目的とした公益信託を受託しています。

この要項は、公益信託による助成事業の細部を定めるもので、助成要望事業を募集します。

- 1 助成額 総額300万円の範囲
- 2 助成対象団体

県内に所在する民間の社会福祉施設及び福祉関係団体等を対象とします。 ※助成率

法人格を有する団体:助成率 75%の助成上限額 200 万円

未法人の団体:助成率90%の範囲かつ助成上限額50万円

3 助成対象事業

県内の視覚障害者(児)の機能回復、社会復帰に役立つ器具・器材の購入等助成例: DAISY 図書音訳用パソコン及び音訳ソフトの購入 点字プリンターの購入等

4 事業実施期間

助成決定後、令和8年3月31日までに実施し完了する事業

- 5 募集期間及び助成決定時期
- (1) 募集期間 令和7年2月5日(水)まで ※消印有効
- (2) **審査・決定** 令和7年3月上旬を予定
- 6 応募方法

この助成を希望する場合は、募集期間内に所定の助成要望書と裏面の添付書類一覧表の 書類を本会事務局へ提出してください。(1部提出)

助成要望書は、埼玉県共同募金会ホームページのお知らせ欄の本助成事業の案内ページにてダウンロードを行えます。

7 交付申請の手続き

助成金は助成決定後、団体からの交付申請に基づき交付します。なお、原則、備品納品後などの精算による助成金の交付となります。

8 その他

- (1) この助成はこの要項によるほか、本会助成方針に基づき取り扱います。
- (2) 必要に応じて、助成要望団体に対し、ヒアリング調査を行います。
- (3) 助成決定内容は本会ホームページ等で公開いたします。

【問い合せ・申請先】

社会福祉法人埼玉県共同募金会事務局 業務課 Tm 048 (822) 4045 〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号 彩の国すこやかプラザ3階

◇添付書類一覧表(留意事項)

No	留 意 事 項
定款•会則	申請団体の運営等に関する事項が規程されているもの。(個人ではなく団体であることを確認します。)
令和5年度事業報告書、収支 計算書、財産目録、貸借対照 表	申請団体の役員会や総会で承認を受けたもの。 財産目録及び貸借対照表は、法人(団体)全体とする。 ※任意団体においては、令和5年度事業報告書と決算書を提 出すること。
団体・施設のパンフレット	団体の沿革や経営施設や事業の全体的な概要が分かる資料
2業者以上の見積書(原本)	適正な事業費総額を把握するという観点から、利害関係のない2業者以上の見積書の原本(コピー不可)を添付すること。 (1)定価及び値引き額の記載があること。 (2)見積書には必ず作成日が記入されていること。 ※1業者のみしか取り扱いのない商品の場合は、見積もり書に加えて理由書(様式自由)を添付すること。
カタログ	カタログを添付する際は、申請備品が分かるよう、標示(マーカーや付箋)をすること。
買い替え前の備品の現状写真	古くなった備品の現状写真。Word データに写真データを貼り付けて印刷したものを添付してください。
その他参考になる資料	添付した書類の名称を()内に記入すること。